

令和6年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和6年10月10日（木）半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（庁内委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委 員（敬称略）

（委 員） 伊藤 奈美

庁内委員 山田 宰

岸岡 宏昌

坂元 照幸

担当課

（10月10日）市民協働課、防災安全課、産業課、環境課、子育て相談課
高齢介護課、健康課、スポーツ課、博物館

事務局（総務課）

課 長 石島 貴伸

主 事 小笠原 裕一

書 記 角谷 祐希

目 次

≪ 10月10日（木） ≫

半田山車祭り保存会事業費補助金（博物館）	… 1 頁
文化財保存事業費補助金（無形民俗文化財保存伝承事業）（博物館）	… 3 頁
不妊治療費助成金（子育て相談課）	… 6 頁
商店街街路灯撤去事業費補助金（産業課）	… 8 頁
知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金（産業課）	… 11 頁
商業施設助成事業費補助金（産業課）	… 13 頁
はんだオープンファクトリー事業補助金（産業課）	… 15 頁
愛知県瓦高等職業訓練校補助金（産業課）	… 17 頁
地域スポーツ・文化芸術活動支援事業補助金（スポーツ課）	… 18 頁
スポーツ協会スポーツ振興事業交付金（スポーツ課）	… 21 頁
次世代自動車購入促進補助金（環境課）	… 23 頁
地域猫不妊去勢手術費補助金（環境課）	… 25 頁
コミュニティ環境整備助成金（市民協働課）	… 27 頁
安心・安全なまちづくり助成金（防災安全課）	… 29 頁
介護人材確保・定着支援補助金（高齢介護課）	… 33 頁
単位老人クラブ助成金（高齢介護課）	… 36 頁
老人クラブ連合会助成金（高齢介護課）	… 38 頁
サロン活動等推進事業補助金（健康課）	… 40 頁

半田山車祭り保存会事業費補助金（博物館）

【担当課説明】

この補助金は、有形民俗文化財である市内31輦の山車の所有者である山車組の連合体で、行政と各山車組間の連絡調整役である「半田山車祭り保存会」が行う、交流事業や広報事業に要する経費の一部を補助するもので、平成21年度から行っているものです。

半田山車祭り保存会は、5年に一度開催する「はんだ山車祭り」では、実行委員会の母体ともなる団体で、日頃から半田市の各地域の山車祭りのPRや魅力などを、半田山車祭り保存会のホームページなどで市内外に情報発信しています。また、「知多・衣浦地区山車祭り交流会議」では、修理や保存についての情報交換などを行うとともに、各山車組にお囃子やからくりを披露する場の提供をしており、継続的な交付が必要と考えております。

令和7年度協議額は、今年度と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、この補助金判定会議でご意見をいただいた、補助金の適正な使用については、収支報告書および領収書により、保存伝承に資する知多・衣浦地区山車祭り交流会議の山車組出演料などに補助金が充てられていることを確認しています。

【質 疑】

（委員）	会則によると事務局を博物館内に置いています。事務局及び事務局長を博物館職員が担当していますか。
（担当課）	事務局及び事務局長は山車まつり保存会が担当しています。ただ、パンフレット等文書案内は博物館に配送されるように住所のみを博物館に設定しているということです。
（委員）	令和5年度の収支決算書によると、知多・衣浦地区山車祭り交流会費用が大きな歳出ですが、この用途は何ですか。
（担当課）	交流会議の場では、山車組のお囃子やからくりを披露し、意見交換をします。このための出店費用として、1組あたり15万円程度の支出となっています。
（委員）	カレンダーの売れ行きが良くないようですが、在庫はどうしていますか。
（担当課）	カレンダーは各山車組に販売するものと、観光課・博物館・観光協会などで販売するものがあります。在庫については、交流会などで販売を続けています。山車祭り保存会にて作成部数や販売価格の見直しを検討しています。
（委員）	令和5年度の渉外費が高額ですが、何か要因がありますか。
（担当課）	令和5年度には「はんだ山車祭り」があったことが要因として挙

	げられます。保存会会員は、はんだ山車祭りにも深く関係しているため、渉外費が大きくなったものです。
(委 員)	令和7年度のカレンダーの作成部数に変更が見られないですが、販売価格を上げるのでしょうか。現時点でも在庫がある状況で、販売価格を高騰させて売れるのか疑問です。 広報PR費・ホームページ管理運営費が小額であることが気になります。本事業における主要な部分のように思いますが、今後積極的にPRしていく展望はありますか。
(担当課)	印刷代の上昇もあり価格の高騰は懸念されており、在庫が出ないようなるべく山車組での購入を促進していくよう検討しています。 また、広報費はホームページのシステム保守メンテナンス代等を指しており、各山車組でもホームページの更新をしています。人件費などは含まれていません。はんだ山車祭りの際には頻繁にホームページ更新などを行いました。

【審査結果】 指示事項付き承認：A 1

引き続き、補助金の適正な使用のため、収支報告書や領収書を確認すること。

文化財保存事業費補助金（無形民俗文化財保存伝承事業）（博物館）

【担当課説明】

この補助金は、文化財保護法、愛知県及び半田市の文化財保護条例（昭和52年4月1日施行）に基づき、市内の無形民俗文化財の保存団体、亀崎潮干祭保存会を始め、成岩の大獅子小獅子、住吉の子供三番叟など9団体に対し、行事の保存伝承を目的に補助するもので、昭和58年度から行っているものです。

各団体では、この補助金を活用し、道具や衣装などの修繕や新調を始め、保存伝承のための記録や報告書などの作成やパンフレット作成などに充てられており、団体の負担軽減と半田市の貴重な無形民俗文化財保存伝承のためにも、継続的な補助が必要と考えております。

令和7年度の協議額は、新型コロナでの活動制限が緩和され、通常通りの活動を見込み、1団体9万円、9団体で81万円とするものです。

なお、昨年度、この補助金判定会議でご意見をいただいた事項については、補助基準を通知するとともに、収支報告書や領収書で使途が適正か確認のうえ、団体との指導や助言等も経緯を記録しています。

【質 疑】

（委 員）	板山獅子保存会のみ補助金の申請辞退とありますが、活動状況はどのようなのですか。
（担当課）	コロナ禍以降一部活動ができていない状況にあり、本補助金が事業費を対象としているものなので、補助金執行ができていません。一つの要因として、太鼓演奏者3名の高齢化が進み活動が出来なくなったことが挙げられます。ただ、保存会は存続しているため、祭礼の関係もあり連絡は取り合っております。 太鼓以外の演者は現在も練習を続けていますが、社務所等での練習は無償なので、補助金執行は見合わせています。県指定の無形文化財ですので、他の団体の太鼓奏者に協力を仰いで継承者指導を依頼するなど、保存会を継続できないか検証しているところです。
（委 員）	事業費が補助額9万円に達しない場合は、市に返還になりますか。
（担当課）	活動計画に対して9万円の補助を行いますが、当該年度の事業報告や決算の内容を確認し、満額利用が無い場合は、次年度の交付額を減少して調整をすることとしています。
（委 員）	ほとんどの地区の団体において、地域住民からの寄付等を収入財源として確保していることが分かります。下半田祭礼保存会には補助金以外の収入が無いようですが、補助金交付が無いと継続が難しい状況ですか。

(担当課)	下半田地区は区の会計で別途祭礼費用を負担していると聞いています。祭礼のみ単体事業として会計報告が必要である旨の指導はしていますが、改善できていません。ただ、活動は十分実施しており、補助金交付が無くても継続の意思はあると思っています。
(委 員)	区費からの歳入についても詳細に記載している地区もあるため、理解していただく必要があると思います。
(担当課)	成岩第四区獅子保存会の決算書を参考として示しながら指導していきたいと思います。
(委 員)	事業計画書は年間を通じた活動計画を掲載しているのに対し、収支決算報告書では補助額9万円の使途内訳のみが記載されています。特に切手や封筒代は、保存会以外の事業にも利用している可能性があることが憂慮されると思うのですが、事業計画に合わせた保存会活動全体の収支報告書を提出してもらうことは難しいですか。
(担当課)	保存会等の活動は、区の事業の一部としている場合もあり、大きく位置付けられていなければ、区の事業費に内包されることもあります。区の決算書では確認がしづらいため、各地区の事業計画と領収書を比べることで適切な活動であったかを判断しています。
(委 員)	団体が決算書を提出する際に、担当者は確認していますか。
(担当課)	担当者が確認を行い、提出のため来館した際や後日直接電話にて疑義のある箇所については指摘をするようにしています。
(委 員)	令和4・5年度での繰越金の記載が一致していないものがあります。年度間の値の整合性は確認していますか。
(担当課)	確認を行い、指摘はしています。ただ、団体の担当者が交代し、かつ引継ぎ等が正しくできていないこともあるため、次年度以降の事務を正しく行うよう指導しています。
(委 員)	実績報告書に不備が残ることが無いよう、当年度に必ず修正するようしっかり指導してください。 また、亀崎潮干祭保存会の補助金の使途について、会報誌作成を廃止し、壁画パネルの設置工事代へ大きく変わっています。団体の活動内容と一致していますか。
(担当課)	潮干祭の会場付近の堤防の壁画パネルを整備するもので、潮干祭りの啓発事業として団体の活動として該当すると判断しています。
(委 員)	それぞれの団体に同額ずつ支給しているのに対し、団体間での使途にあまりにも差があるのはいかがかと思います。 補助額9万円は元々どのような基準から定められていますか。
(担当課)	本来は10万円でしたが9万円へ減額しました。昭和54年の第1回はんだ山車祭りの際に、有形・無形文化財を指定したことから政策的に補助金が始まりました。そのような背景を考えると、

	積算ではなく一律10万円としたのだと思います。
(委 員)	地域によって地区の関わり方や寄付などの歳入も異なっていますが、指定文化財として一律の補助額とするということですね。
(担当課)	指定文化財として、事業規模や人数によって補助額が変動することは団体の理解が得られないと考えていますので、一律の補助としていきます。
(委 員)	板山獅子保存会のように継続に不安がある団体への支援が重要だと思います。
(担当課)	板山獅子保存会については、県の指定文化財でもあるので、県とも協議のうえ、金銭面以外にも支援をしていきたいと思います。
(委 員)	愛知・半田・板山漫才保存会の支出にのみ半田市文化協会への参加費が見受けられます。他の団体は加盟していないのでしょうか。
(担当課)	文化協会への加盟状況は把握していません。ただ、団体の中で、獅子舞のような祭礼の場で奉納するような神事に近いものは加盟しておらず、伝統文化と言える活動団体はイベントでの活動の場確保のため加盟しているかもしれません。
(委 員)	このような協会会費も補助対象ですか。
(担当課)	はい。保存伝承として練習するのみでなく、加盟により発表する場を確保できるため対象としています。

【審査結果】条件付き承認：A2

- ①各団体における補助金の使途に大差が出ないように、補助金の使途や会計について、団体への助言・指導を行うこと。
- ②板山獅子保存会について、補助金執行がなされるように活動を支援すること。

不妊治療費助成金（子育て相談課）

【担当課説明】

令和4年4月より不妊治療が保険適用となり3割負担となりました。それまでは、タイミング法、人工授精などの一般不妊治療は市が5万円の補助、体外受精など生殖補助医療については、県が1回につき30万円を助成するという役割分担をしてまいりました。令和4年度は国の不妊治療の保険適用を受け、県は補助を突然廃止したため、市の一般不妊治療5万円のみの補助となりました。

このため、体外受精など、高額な生殖補助医療費の負担を軽減するため、令和5年度から一般、生殖医療を問わず保険適用額の2/3を補助するという内容に変更したものです。

これらの経緯により、保険適用の対象が人工授精や体外受精など不妊治療の中で効果があるとされたものとなったため、市も助成対象を保険適用分のみとしました。今回の補助範囲の見直しによる経済的な支援により、若い世代の不妊治療が促進され、5年度は73組の夫婦の妊娠につながりました。

協議額は1421万1千円で、前年から1279万円の減となっておりますが、不妊治療が継続して治療を行うことから補助申請を年度末には必ず申請していただくよう設定しており、令和6年度分の支出は妊娠して治療が終了した方みの申請にとどまっていることから、積算としましては、令和6年度前期分を積算根拠とせず令和5年度の実績に20%増を見込んでいます。

昨年度の補助金判定会議の指示事項への対応は、協議書のとおりです。

【質 疑】

（委 員）	知多5市内での実績の差について、要因は分かりますか。
（担当課）	助成額や制度の利便性の違いによることは考えられますか。
（担当課）	要因は不明です。ただ、本事業は、治療開始時点の年齢に応じて保険適用となる体外受精の回数が異なることや生殖補助医療の年間利用頻度が個々で異なることから、実績や補助額は利用者個々によって差が出るものと理解しています。
（委 員）	また、助成額について、中学生以上の子ども医療費助成同様の3分の2助成が適切だと判断しています。また、1組当たりの助成額は、他市と比べて大きく差は見受けられません。
（委 員）	申請数を20%増加と見込んでいる根拠を教えてください。
（担当課）	今年度の常滑市民病院の婦人科不妊治療病棟の患者数が10%強であったことに加え、制度変更から2年間のPR強化による増加を考慮して、20%増加を見込んでいます。
（委 員）	知多5市外では、償還払いではなく、窓口での本人負担減額によって給付を実施している自治体はありますか。

(担当課)	あります。ただ、半田市では、高額療養費・家族療養費付加金を控除した自己負担額を基準額として、3分の2を助成する制度としており、これらの給付金等は受診後に給付されるものであるため、償還払いとしています。また、健康保険組合によっては、市から助成を受けると付加給付金が給付されない場合もあるため、本人負担の軽減の面でも償還払いが適切であると判断しています。
(委員)	他市での実績が横ばいであるように見受けられるので、申請者数増加と見込むのであれば、PRをさらに強化する必要があるように思います。
(担当課)	ポスター、チラシ等の配布、窓口来庁者へは生殖医療への移行のご案内をしているところですが、より一層強化していきます。
(委員)	他市と異なり「助成額に上限を設けない」制度とすることは、子育て世代が半田市を移住先として選択してもらえるような施策であると思いますが、一方で、不妊治療のためだけに転入し、治療後に転出してしまうような事例もありますか。
(担当課)	市ホームページ等で「はたらく親を応援するまち」の伴走型支援に加え、本事業のことを知っていただき、子育て世代を呼び込むための施策としての一面もありますが、本制度を受けるためだけに移住している方がいるという認識はありません。

【審査結果】条件付き承認：A2

- ①引き続き、実績等から補助金の適正額を精査すること。
- ②制度のPRに努めること（子育て世代の移住者を呼び込む施策の一つとして、市外医療機関等へもPRを行う等）

商店街街路灯撤去事業費補助金（産業課）

【担当課説明】

この補助金は、商店街や発展会が所有する街路灯を撤去する場合に、撤去費用の一部を補助するものです。商店街等の街路灯については、これまで、店舗の広告や防犯灯の役割を担ってきており、商店街が設置・管理し、電気代を負担している状況であります。昨今、商店街等の会員数が減少、電気代の高騰などで維持管理が困難な状況になってきております。

このような状況は、県内の他の商店街等でも同様の状況であり、令和5年度に県が撤去費の補助制度を設けました。本市としては、商店街等の支援の1つとして、3年間限定の補助制度を設けるものです。

補助額は、撤去費用の70%とし、その1/2は県費を充当いたします。結果として、市35%、県35%、商店街30%の負担とします。なお、県補助金が不採択の場合は、県費分は商店街の負担とします。

協議額は、各商店街等にヒアリングを実施し、令和7年度撤去予定の32本分です。

【質 疑】

（委 員）	商店街等で維持している街路灯は全部撤去しますか。
（担当課）	商店街等（商店街・発展会）にヒアリングしたところ、撤去の考えはないところや自費で撤去を進めているところもあり、各商店街等によって考えが異なりました。
（委 員）	3年間の撤去対象総数は、何個を想定していますか。
（担当課）	現時点では、令和7年度予定分のみ把握しています。街路灯を撤去した場合、通りが暗くなってしまうことも考えられるため、防災安全課と調整をし、防犯灯の整備を考慮した撤去計画を立てる必要があるため、毎年ヒアリングをして撤去していきます。そのため、当年度に撤去を希望しても、予算の範囲内での補助になります。
（委 員）	令和7年度に愛知県が当補助制度を廃止する可能性はありますか。また、県補助金が採択されない場合には、半田市も採択しないという方針とすべきではないですか。
（担当課）	令和7年度に県補助制度が廃止する見込みは低いと思います。また、商店街等から要望もあり、老朽化した街路灯が倒壊事故を起こす可能性等も憂慮されるため、県補助金が採択されない場合でも、補助期間は3年間に限定し、補助割合は35%に固定することを条件として、市の単独補助を行う考えです。
（委 員）	自費で撤去している商店街等もある中で、令和7年度は成岩南部商店街振興組合のみが補助を希望しているということです

	か。
(担当課)	そのとおりです。成岩南部は所有本数が最も多いので、撤去の意向が強いと思います。
(委 員)	本補助金を県補助制度の協調補助とせず、県補助金が採択されない場合も市単独で補助を行うという点に疑問があります。また、商店街に対しては他にも多数の補助制度を設けており、かつ令和7年度の対象が1団体のみであることから、特定の団体のみを優遇しているとみられる恐れもあるように思います。
(担当課)	県補助金が採択されない場合でも、本市の補助割合は変更せず、商店街の負担となることを了承してもらう予定のため、市費の増額は想定されません。担当課としては、商店街の維持存続、防犯灯の役割も担う街路灯の安心安全という観点から、本補助によって撤去事業を促進していきたいと考えています。
(委 員)	県の補助が不採択になることは考えられますか。
(担当課)	要件の一つである防犯パトロール等は現に実施している団体も多いので、採択要件を満たすことは可能です。一方で、例えば、県の予算超過を要因に補助額が減額される可能性はあります。
(委 員)	愛知県で採択される可能性が高いということであれば、県が実施するという前提とした協調補助制度とし、市単独補助になるようであれば当年度補助執行はしない、という整理が適切だと思います。今の市財政状況から、あえて単独補助を作る必要はないと思います。
(委 員)	産業課が地区の安心安全や商店街の維持存続という面を重視しており、各団体にヒアリングしたうえで補助を執行することなので、市施策として促進し、県の補助に固執する必要もないように思います。
(委 員)	県補助が採択されない場合、商店街の負担が増えますが、負担できるのでしょうか。
(担当課)	事前に商店街に了承のうえ進めていきます。
(委 員)	県補助が採択されない場合、商店街は当年度65%自己負担が発生するということですが、1年間維持費を負担し、翌年度に再度採択された場合は、自己負担35%となる可能性もあり、費用総額が小さくなる可能性も考えられますよね。
(担当課)	翌年度採択される保証があるわけではないので、当年度に確実に執行し、スピード感をもって進めていきたいです。
(委 員)	商店街は、維持存続が危機的な状況にあり、街路灯等を放置したまま団体が解散した場合の責任の所在が懸念されます。県の補助要件に概要しない場合は論外として、県予算の都合で採択されない場合には、市単独でも補助し、撤去を促進していくべ

	きだと思えます。
(委 員)	県補助金の不採択は過去何件ですか。
(担当課)	0件です。
(委 員)	県の補助の終期はありますか。
(担当課)	現時点では、ありません。
(委 員)	3年間という期限を廃止し、県補助事業の随伴補助という位置づけとするのはいかがですか。
(担当課)	防犯灯との兼ね合いを考慮し、計画的に危険を排除していく必要があるため、時限的な補助としたいです。
(委 員)	県補助事業は、商店街の振興策という位置づけですか。
(担当課)	各自治体の商店街が衰退している状況の中で、最近の価格高騰により、電気代の支払いが大きな負担になっているということも一要因として、本補助制度が設けられたと認識しています。
(委 員)	商店街の街路灯については街路灯の電気代の補助をはじめ、多くの補助制度を設けている点、及び県補助金の採択が見込まれるという点を加味し、本補助金は県の補助金の採択を条件とした協調補助と修正してください。

【審査結果】条件付き承認：A 2

愛知県の補助金の採択がされない場合、市単独での補助は行わないものとして制度を改め、採択されるよう支援を行うこと。

知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金（産業課）

【担当課説明】

この補助金は、クラシティを広くPRするための広告、宣伝や誘客イベント等の開催に係る費用と、それに合わせて駐車場の利用促進を図ることに対するものです。

協議額の内訳は、駐車場利用促進事業に対するものが5,599千円、広告宣伝やイベントなど商業施設活性化事業に対するものが1,138千円です。

財源は、クラシティの商業床の共有部分の半田市の持分に相当する賃料の一部と一般財源です。なお、コロナの影響で、駐車場（施設）の利用が減少していたことが回復し、利用増加となっています。これにより2時間までの駐車場無料利用分の負担について、昨年度から費用上限を設けて214万8000円の超えた分は、市の市が負担するという形になっており、対前年度比2,084千円の増額としています。

【質 疑】

（委 員）	実績値が95%ということは、5%利用がないということだと思いますが、どの部分ですか。
（担当課）	テナントの店舗ではなく、バックヤード的な簡単な事務所としてのみ使えるくらいのスペースが空いています。
（委 員）	本来、駐車場料金は、各テナントに負担してもらうことが望ましいと思います。
（担当課）	クラシティの利用者増加に伴い、駐車場管理業務における駐車場費用負担割合が増加しています。そのためテナントが売り上げから駐車場費用を負担してくれることが理想的ですが、固定負担額を増加するに至るまでの理解は得られていません。
（委 員）	テナントに負担してもらう額を統一的な店舗面積等での基準では無く、利用者数や売り上げ等によって設定することは困難ですか。
（担当課）	利用者数によって店舗ごとの負担額を設定する仕組みを検討したことはあります。しかし、来場者が全店舗で駐車場無料化処理を行うわけではないので、各店舗での来客数の詳細な把握ができず、現状そのような仕組みの構築はできていません。
（委 員）	本来、駐車場料金の負担により誘客が困難であったことから駐車場費用への補助を開始したという経緯から考えると、利用客の増加によるものであれば、補助金ではなくテナントの負担を増額すべきように思います。
（担当課）	駐車場を何時間無料とするのかは今後検討します。 駐車場は、クラシティ専用ではなく市営駐車場として防災安全課が指定管理業務を担っています。しかし、中心市街地の拠点と捉

	え、合わせて利便性を高めるという観点からも、産業課へ業務移管したいとして、整理することを検討しています。今後、両課で調整しながら進めていきます。
(委 員)	誘客を目的としたクラシティ自主企画の提案は多くありますか。また、効果検証は行っていますか。
(担当課)	毎年、提案された企画を審査のうえ、実施しています。また、レイアウトの変更やフリースペースの活用等、努力していただいています。
(委 員)	駐車場1時間負担分の在り方やテナントの空きスペースについて、見直しを検討する必要があると思います。
(担当課)	指定管理料との兼ね合いを含め、どのような形でのテナントの負担が適正なのかについて、必要であれば理解を得られるよう協議をしながら、整理していきたいと思います。

【審査結果】条件付き承認：A1

テナントの負担分について、適切な在り方を検証すること。

商業施設助成事業費補助金（産業課）

【担当課説明】

この補助金は、中心市街地、鉄道駅周辺など商業地域の活性化、賑わいを創出することで、持続可能な商業の振興を目的とし、商工会議所が実施する新たに出店する商業者や既存の店舗を改修することで集客拡大を図る商業者に対し、施設の改修等に要する費用に対して補助するものです。

令和5年度は7件の申請であり、5,213千円でありました。これは物価高騰、原材料の品不足などの影響で、予算額まで達しなかった状況です。今年度は、13件、10,700千円を見込んでいます。

協議額は、現在、中心市街地の活性化を進めていることを含めて、令和6年度と同額の1,200万円としています。また、現在、商工会議所の本補助金の審査委員会において、さらなる出店を促すために、補助額の見直しを検討しているところです。内容としては、中活協の部会において、各エリアに必要な業種（飲食店やオフィス等）をしぼり、50万から150万の間で、上乗せすることを計画しています。

【質 疑】

（委 員）	飲食店の出店が増加したとしても、昼間の需要を考慮すると、オフィス等の施設増加を促すことは良いように思います。
（担当課）	対象業種は中活協の部会において議論し、エリア内に特に必要だと考える業種へ優先的に働きかける予定です。今年度中に検討していきます。
（委 員）	上乗せ分は、本補助金の中に含まれますか。
（担当課）	そのとおりです。そのため、上乗せ対象業種の申請が多い場合、補助件数としては減少する可能性もあります。
（委 員）	商工会議所の補助金審査会を今年度スリム化したとありますが、商業者を審査した結果、補助対象外となることもありますか。
（担当課）	これまで却下された実績はありません。 審査会は、事前審査・本審査の順で行いますが、昨年度までは、事前審査にも多数の委員が参加していたことから、審査会開催までにある程度の期間を要していました。これにより着手が遅れてしまうことを懸念する商業者が辞退した例もありました。そこで、今年度からは、事前審査を半田市・知多信用金庫・半田信用金庫の委員に限定し、融資をするかどうかという観点でアドバイスをして、本審査での直接のヒアリングに移るようになりました。なお、今年度から事前着手も認めています。商工会議所が窓口になっていることで、経営相談もできますので、3年以内に閉業して補助金返還を要する状況とならないよう働きかけをしています。

(委 員)	補助額は予算を上限とするのですか。
(担当課)	中活協の動きによって、申請者や相談者が増加した場合は、令和8年度に見直しを行う可能性もあります。
(委 員)	審査は厳格なものですか。
(担当課)	より良い個店づくりへつながるよう、事前審査等で事業計画等へのアドバイスも十分に行っています。

【審査結果】承認：A 1

はんだオープンファクトリー事業補助金（産業課）

【担当課説明】

この補助金は、半田市内の産業に関する課題を解決するために、農商工の関係者と有識者で構成する産業振興会議からの意見を受け、安定した人材確保が重要ということ、また、市民や市内の高校に通う高校生などが、半田市内の企業がどんな仕事、どんな製品をつくっている会社なのかが知られていないということが課題であるとして、商工会議所を主体とした実行委員会が実施するオープンファクトリーの開催経費の一部を補助するものです。

会社やその事業を知ってもらう機会を創出し、地元企業への就職につながっていくことを期待しています。また、企業が自らの企業の PR や従業員が事業内容を説明することで、従業員の資質向上や会社に対する誇りの醸成にもつながると考えております。協議額は、商工会議所と調整し、総事業費 262 万円のイベントを想定し、参加企業が 62 万円、200 万円の 1/2、100 万円としております。

【質 疑】

（委 員）	次世代育成等の要点がありますが、デジタル田園都市国家構想交付金の採択は検討していますか。
（担当課）	単独事業での申請は難しいと思われませんが、現在進行中の事業も含め確認します。
（委 員）	主要な参加対象者は高校生ですか。
（担当課）	参加者に制限はありませんが、メインターゲットは小中学生です。家族で参加される方が多いです。昨年度商工会議所が主導で試行実施し、非常に好評であったため、令和6年度から補助金交付も合わせて本格実施しています。
（委 員）	高校生以上の若者の参加状況は把握していますか。
（担当課）	高校生については、学校への PR もしましたが、参加者は少数でした。
（委 員）	高校生の来場を促すことが地元就職に繋がると良いと思います。
（担当課）	今年度は、県民学校ホリデーに中学生を呼び込むようなプログラム・体験を実施予定です。現在は小中学生向けのプログラムが多いですが、今後、企業が高校生も楽しめるようなプログラム等を作成していけば、参加者も増加していくと思います。
（委 員）	今後高校生を対象とする場合、金土開催ではなく、土日開催とする方が良いと思います。
（担当課）	工場が休日であることから、企業の負担を考慮し開催曜日を設定しましたが、今後必要に応じて変更を検討します。
（委 員）	半田市以外の企業も参加していますか。

(担当課)	少数ですが参加があります。広域的に募集する意図はありませんが、出展料も徴収していますので、近隣市町であれば問題は無いと考えています。
(委 員)	大規模な企業への声掛けも行っていますか。
(担当課)	潮干会など地域の企業の団体へは声をかけています。また、スバルが自由に参加できるスバル祭というものを開催しており、来場者数の大部分を占めています。 規模の大きい企業は、セキュリティの面で自由に企業敷地内への出入りを許可することが難しい場合もあり、資金援助や事業PR、景品の提供にご協力いただいている場合もあります。

【審査結果】 承認：A 1

愛知県瓦高等職業訓練校補助金（産業課）

【担当課説明】

この補助金は、県の地場産業であり、本市を含めた衣浦地域の地場産業でもある瓦製造業の発展と高い技術を持った社員の雇用確保を目的に訓練校の運営に対し、愛知県、高浜市、碧南市、刈谷市と協調し、補助するものです。令和6年度の協議額については、今年度と同額での9万円です。

昨年度の指示事項として、市内企業の訓練生がいない中、補助の必要性を検証することがありました。令和6年度においても普通課程4名のうち市内企業は0であります。市内企業の鶴弥、神清に聞き取りを行いました。現在は、人材不足ということもあり、訓練校に入学していないが、今後、新規採用で職人を育成する必要がある際は、訓練校の存在は必要とのことであります。

本市としては、継続して、こういった受け皿となる訓練校を支援していくべきと考えます。

【質 疑】

（委 員）	入学する対象者はどのような方なのでしょう。
（担当課）	屋根瓦の技術を学ばせたい際に各社が自社社員を派遣することです。ただし、現在は人材不足により、人材を学校へ派遣する余裕が無い状況にあります。
（委 員）	所在地はどこですか。
（担当課）	高浜市です。高浜市は企業数も多く、入学者の多くを占めています。
（委 員）	金額の根拠は分かりますか。
（担当課）	各市・訓練校へ確認しましたが、当時の職員もおらず、不明です。現在の金額は、平成26年度の校舎大規模改修に合わせて見直しを行ったものです。
（委 員）	市内業者にとって必要性があるという限り、訓練校存続のために必要ということですね。
（担当課）	そのとおりです。
（委 員）	補助金交付をしている4市以外からの入学者はいますか。
（担当課）	いません。今後、他自治体からの入学者が出るようであれば、当該自治体へ費用負担の打診をしていくことになると思います。

【審査結果】承認：A 1

地域スポーツ・文化芸術活動支援事業補助金（スポーツ課）

【担当課説明】

この補助金は、今年度から実施しているもので、令和6年9月1日から、新たな半田市の「部活動ガイドライン」が施行され、休日の中学校部活動の廃止に伴い、中学生は地域でスポーツ・文化芸術活動を実施することになりましたが、現在、中学校で実施している部活動の種目について、中学生が土日祝日も継続して活動できる環境の構築と、中学生を受入れてくれる地域団体の体制整備及び自立した持続可能な運営体制の構築を目的としています。今年度は既に8団体に対し、約1,400万円を交付しています。

この補助金による効果として、部活動改革後も引き続きスポーツ・文化芸術活動を継続できる体制を構築し、中学生のスポーツ・文化離れを抑止することで、スポーツ及び文化振興の低下を防止することが挙げられます。

補助金の算定等は補助金交付要綱で定めていますが、補助対象経費は、9ページの別表のとおりです。また、補助率は、この補助対象経費の合計から会費などの収入を差引いた金額の9/10を補助金額としています。

補助期間は、最長3年間としており、年度ごとの補助金となります。また、安易な活動終了を防止するために、補助金の返還要件を設けており、各団体の活動が経営的な観点も含め、継続して活動できるような仕組みとしております。

担当課としては、休日における中学生のスポーツ・文化芸術活動の場を引き続き提供することで、スポーツ・文化活動の振興と、また、受入団体には、その体制整備・活性化に繋げていける補助金になるものと考えています。

昨年度の市民委員の会議におきまして、「会費の徴収等の事業計画を提出させ、団体の自立を促し必ず補助金の交付を3年で終了させるようにすること。」、と指示を頂きましたが、今年度に交付決定した補助金の交付団体には、今後の補助期間や会費の徴収予定などについて協議・調整をしておりますので、本補助事業が適正に実施されるものと考えています。

【質 疑】

（委 員）	部活動改革がきっかけとなり、補助を開始したとのことですが、各クラブにおける中学生の参加状況は把握していますか。
（担当課）	今年9月に開始したばかりなので、現時点での人数は把握していませんが、各クラブの受け入れ予定人数は把握しています。実績に応じて、補助金の返還が必要になる可能性もあります。
（委 員）	本補助金は、参加する生徒の月謝の補助という性質があると思います。開始から3年間の補助終了後は、生徒側の負担額が増えるという理解ですか。

(担当課)	そのとおりです。部活動改革以前に学校教育課が生徒の親を対象に行った調査において、月2～3千円の費用負担はやむを得ないという回答が多くあったという結果があります。 ただし、開始直後に全額を徴収するのではなく、複数年度で段階的に増額していくように受け入れ団体に対しても指示しています。また、併せて各団体が自主運営可能となるよう指導しています。
(委員)	新たに7～8年度に参画する団体も、同様に時限的な補助ということですね。
(担当課)	そのとおりです。社会情勢により、補助の延長が求められる場合には再考しますが、現時点では3年間の限定補助としています。
(委員)	月謝を徐々に増額しているとのことですが、月謝の減額分の9割を補助しているのですか。
(担当課)	講師謝金や消耗品等の事業経費から会費等の収入を差し引いた額を基準額としていますので、必ずしも月謝の差分と一致するわけではありません。
(委員)	乙川スポーツクラブと半田地区スポーツクラブの収入が令和6年度から7年度にかけて大きく減少していますが、どのような理由がありますか。
(担当課)	5頁には、部活動に代わる中学生の受け入れに要する事業費を掲載しています。乙川については、令和6年度の会費徴収額が大きく、中学生の負担が急増したことから、減額についての指導を行った結果です。また、半田地区は全体事業費が減少したことに伴うものです。
(委員)	スポーツクラブの運営について、スポーツ課が指導を行っているということですか。
(担当課)	スポーツクラブの事業は複数ある中で、あくまでも補助対象となる中学生の受け入れに係る事業については、会費や支出について見定め、3年経過した補助終了後に自立運営が出来るように指導している状況です。
(委員)	対象は、中学生の受け入れに係る事業費のみということですね。
(担当課)	そのとおりです。小学生の活動や部活動に該当するものが無いような活動についても含まれていません。
(委員)	収入と支出の差が大きい団体もありますが、自立運営は可能でしょうか。
(担当課)	年度ごとに差が縮まるという見込みです。また、差が大きい理由の一つとして、開始当初に部活動改革の初期費用（連絡ツールの作成等）を整備する団体もあるため、通常事業に加え支出が多いという点もあります。

【審査結果】承認：A 2

- ①各団体の収支について、著しく差が生じないよう精査すること。
- ②中学生の受入れ人数等の実績を検証すること。

スポーツ協会スポーツ振興事業交付金（スポーツ課）

【担当課説明】

この交付金は、スポーツ基本法第 34 条及び半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金交付要綱により、スポーツ協会が主催する「半田市民スポーツ大会」、一般の部 16 種目、中学生の部 13 種目で、例年 5,000 人前後が参加する大会費用の一部として活用されています。

交付金により大会参加者の金銭的負担の軽減や円滑な大会運営が図られ、競技力、スポーツ実施率の向上などに繋がり、気軽にスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現を目指すスポーツ振興事業の一環となっています。また、交付金を受ける「半田市民スポーツ大会」は古くから開催されている伝統のある大会であり、今後も継続的に実施していきたいと考えております。

交付金の内訳は、役員・審判手当、大会消耗品、賞状、保険料などに使用され、大会総事業費と事務局が支出する需用費の合計額から大会参加費を減じた額の 90%を上限額としており、来年度の協議額についても、過去の実績を参考に前年度までと同額の 225 万円としております。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件として、「参加費を徴収していない団体について理由を確認することと、スポーツ課としての方針を示すこと。」「令和 7 年度以降の中学校部活動改革の影響を精査すること。」とご意見をいただいておりますが、参加費については、令和 5 年度実績のとおり一般の参加者がある大会は全て参加費を徴収しており、中学校部活動改革の影響については、大会要項を見直し、参加要件を緩和するなどしたことで半田市内の中学生の活動成果の発表の場を確保できるようにしています。

【質 疑】

（委 員）	事業成果指標である大会参加者数の目標値を 6,700 人としていますが、毎年達成できていない状況にある中で、中学校単位での参加が無くなると、さらに達成は困難なのではないでしょうか。
（担当課）	目標値は、過去の最大参加者数を設定しています。今後、中学校単位での参加をしなくなることで、市内中学生の活動の成果の場が失われ、スポーツ振興に繋がらない状況となります。この対策として、近隣市町の中学生も本大会へ参加してもらうことにより大会の存続を図り、目標人数もこれまでと同様に設定します。なお、現在要綱変更の手続き中です。
（委 員）	一般の部の団体については、統一的に参加費の徴収をしているとのことですが、中学生からも参加費の徴収は行いますか。
（担当課）	中学生からの徴収の有無は、団体に任せていますが、スポーツ協会加盟団体では中学生の費用負担は無いようにという統一意向が

	あります。今後の大会運営が困難になった場合は、一般の部の参加費増額や中学生からの徴収開始も検討しなければならないかもしれません。
(委 員)	中学生の参加費の有無については、各団体で統一すべきように思います。スポーツ課から方針誘導は可能ですか。
(担当課)	可能です。ただ、基本的には無料という見解で統一されていると思います。
(委 員)	市外から参加するクラブチームは、参加費の支払いができるかもしれません。
(担当課)	参加団体が市内か市外かで差をつける可能性はあります。今年度は中学校部活動での大会参加でしたので、来年度から中学生の参加費についても検討します。
(委 員)	半田市民スポーツ大会であるのに、市外在住者がいることに疑問があります。スポーツ協会加盟の各市内団体に市外在住者が所属していることはありますか。
(担当課)	あります。現在も一般の部では市外在住者が出場していることもあります。また、中学生でいうと、これまで5中学校から出場していたこともあり、出場数が減少すると、合わせて試合数などが減少してしまう懸念点があるため、市外からの参加を促したいと思っています。

【審査結果】承認：A 1

①引き続き、部活動改革の影響を精査すること。

②中学生の参加費について、各団体で平等となるよう指導していくこと。

次世代自動車購入促進補助金（環境課）

【担当課説明】

この補助金は、令和６年度から、家庭における二酸化炭素排出量のさらなる削減への取り組みの一つとして、本補助事業を実施しており、２０５０年までにゼロカーボンシティをめざす本市の家庭部門から発生するＣＯ２の削減が期待できることから、継続的な交付が必要と考えています。

令和７年度の協議額は、令和６年度と同額の１５，０００千円としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、住宅に太陽光パネルの設置する家庭が増え、自宅でも充電できるＥＶ自動車に対する市民ニーズが今後も高まるものと認識しており、継続的に取り組んでいきたいと考えております。

【質 疑】

（委 員）	令和６年度中の実績を教えてください。
（担当課）	６月頃から申請があり、９月末で２８台、１０月４日時点で３１台となり、見込みより少ない値となっています。要因の一つとして、購入される新車のうちの電気自動車（ＥＶ）の販売割合を３％と見込んで台数を積算し、今年度は見込みより割合が小さく２．６％程度であるという点があります。加えて、ヨーロッパでの電気自動車の導入が縮小傾向にあることや新車の人気車種が販売されてないということが考えられます。
（委 員）	ディーラーにチラシを配布するなどのＰＲは実施していますか。
（担当課）	はい。申請のほとんどがディーラーからの紹介であると推測しています。
（委 員）	欧米のようにＥＶやリチウムイオン電池の有効性が再議論されると、見直しが必要となるかもしれませんね。
（担当課）	日本では欧米のＥＶ導入状況とは異なるので、半田市としては、ＥＶ及びプラグインハイブリッド車（ＰＨＥＶ）の両方の導入を促進すべく補助を進めているところです。
（委 員）	ハイブリッド車（ＨＶ）は補助対象ですか。
（担当課）	ハイブリッド車のうち補助対象となるのは、外部充電式のＰＨＥＶのみです。
（委 員）	現在の執行状況を鑑みると、来年度の見込み額を同額とすることに疑義があります。
（担当課）	近隣の東海市や大府市と比較すると、補助額を３０万円としている点で異なりますが、補助件数はほぼ同数の１５０件と見込んでいるのに対し、同様に２０台程度の申込状況であるという話も聞きます。大手自動車メーカーからの新車発売に合わせて、ある程度

	件数が伸びるのではないかと考えています。
(委 員)	補助対象は個人のみで、商用車は対象外ですか。
(担当課)	本補助金では対象外です。別に県の補助制度があるので、そちらを活用していただきます。
(委 員)	東海市や大府市の補助額は 30 万円ということですが。
(担当課)	補助額の差によって申請件数に大きな差は生じないと考えています。購入の決め手となるのは、人気車種や車両価格となると思います。また、自宅で充電する場合、購入した電気より太陽光発電を利用する方が、価格的にメリットがあります。本市では太陽光発電設備に係る補助金もありますので、太陽光発電設備の購入が伸びている動向に合わせて、E V車の購入促進にもつながる可能性もあります。
(委 員)	現在は車種が少なく、あまり選べないですね。
(担当課)	各社から新しく車種が販売されれば、購入促進につながるように思います。
(委 員)	同一車種でも、P H E Vとガソリン車の両方があるものもあるかと思いますが、P H E Vの価格はどのくらいですか。
(担当課)	450～600 万円程度だと思います。
(委 員)	国の補助金はどのくらいですか。
(担当課)	軽自動車のサクラですと 55 万円です。
(委 員)	手続きの手間等により、ディーラーでの営業が渋られていることは考えられますか。
(担当課)	無いと思います。
(委 員)	新車のみが対象ですか。中古車を対象とするとどうなりますか。
(担当課)	新車に限っています。中古車を対象とする場合、補助が重複してしまう可能性もあるので、同車両を対象外とする必要があります。

【審査結果】承認：A 2

実績等から補助金の適正額を精査すること。

地域猫不妊去勢手術費補助金（環境課）

【担当課説明】

この補助金は、地域住民が、深刻化している野良猫問題を地域の課題としてとらえ、課題解決にむけて取り組む地域猫活動を行う団体に補助を行うものです。

地域猫活動に対する地域内での合意形成はとても重要であり、時間をかけ、丁寧に行う必要があります。令和6年度も団体からの相談を受け、自治区との協議を数回重ね、地元説明会を経て、申請にいたるまでに時間を要しました。協議額につきましては、野良猫頭数の削減効果を狙うため、2年で100頭を目標に集中的に実施したいと考えており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

【質 疑】

（委 員）	さくらねこチケットが使える市内動物病院を増やすための働きかけ等はしていますか。
（担当課）	知多の獣医師会をととして協議をしていますが、難しい面があります。困難な理由としては、病院はボランティアに近いうえある程度費用負担をしていただく必要がある点や大きな病院でなければ複数の手術に対応できないという点が挙げられます。名古屋の方には該当できる病院があっても、近隣病院での協力は難しい状況です。
（委 員）	これまでの実績からみて、目標に達する見込みですか。
（担当課）	目標は各地区で年間50頭程度を想定していますが、現在動き出しているところなので、達成の見込みは不明です。 岩滑区では、今年の7月ごろに活動を開始しましたが、捕まえることに苦慮している状況があり、現時点では2頭のみとなっています。一方、瑞穂地区では、被害相談が多いのですが、地域猫ボランティア集めに苦慮している状況です。ただ、地域の問題になっていることなので、10月に地元説明会を実施し、募集していきます。 この2地区以外の市内のさくらねこチケット利用実績は現在50頭程度であり、年間100頭程度を想定しています。
（委 員）	PR等は行っていますか。
（担当課）	猫の被害等があった際に、環境課へ地域の方から電話相談が入ることがあります。その際に、本補助金やさくらねこチケットの制度についてご案内をしています。
（委 員）	見込みに対しての実績がかなり低迷していますが、今年度から開始したことを考慮し、様子見することとします。

【審査結果】承認：A 2

実績等から補助金の適正額を精査すること。

コミュニティ環境整備助成金（市民協働課）

【担当課説明】

この助成金は、市内のコミュニティ組織が持続的かつ自発的な活動ができるよう支援するためのもので、活動に必要となる施設や備品等の整備に必要な費用の一部を、助成金として交付する制度で、昭和57年度から継続している事業です。各コミュニティ組織による清掃活動や、多世代の交流事業など行うことで、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するもので、今後も必要な事業であると判断しています。

令和7年度の協議額は、各地域コミュニティに行った事前調査から、令和6年度と同額の470万円を計上しています。その内訳は6ページ下段の資料のとおりで、継続して申請があるコミュニティについては、交付要綱に基づき減額する見込みとなっています。

なお、小学校区コミュニティの推進は、本市の方針でもあり、成岩小学校敷地内の地域交流施設の供用開始は令和8年に迫っています。また、乙川東小学校については、校舎の更新に伴う公共施設の複合化に向けた地元との協議を進めているところです。

今後、当該助成金に関しても、小学校区での活動を推奨できるよう活動内容に応じて補助割合を変更することやインセンティブを設けるなど、新たな制度設計について検討しているところで、令和8年度予算の執行に向けた見直しを図ってまいります。

【質 疑】

（委 員）	令和6年度は、国費が含まれますか。
（担当課）	一般財源のみです。令和5年度まではデジタル田園都市国家構想交付金の対象事業となっており、令和6年度は対象外であるためです。
（委 員）	いつも同じ地区が申請していたり、まったく申請しない地区があったりすると思いますが、制度の周知はできていますか。
（担当課）	行政協力員会議や区長連絡協議会等の協議会でもPRしており、区長にも制度を記した資料をお渡ししています。
（委 員）	宝くじのコミュニティ助成事業とは金額や内容の基準によって分けているのですか。
（担当課）	そのとおりです。各地区の申込を募り、助成金が採択された場合に交付するという形をとっています。
（委 員）	小学校コミュニティ推進に向けた見直しの実施状況はどうですか。
（担当課）	令和8年度の成岩小学校の地域交流施設の供用開始に向けて、こ

	れから地域と運営の仕方について本格的な協議が始まる場所です。ここを本助成金の考え方の柱とするようなモデル地区にしたいと考えています。それに向けて、次の3ヶ年実施計画では内容を公表できるように準備を進めています。
(委 員)	小学校区コミュニティを対象とした場合、現行の申請内容と変わっていくように思うのですが、申請内容の基準なども変更を検討していくのでしょうか。
(担当課)	はい。コミュニティ推進協議会と言っても、自治区と同一の団体や複数コミュニティが合体して活動する団体もありますので、それに応じて内容や補助率を変更する必要があることを念頭に置いて制度設計を検討しているところです。

【審査結果】承認：A 2

小学校区コミュニティ推進に繋がる制度とすること。

安心・安全なまちづくり助成金（防災安全課）

【担当課説明】

この助成金は、自治区における防災・防犯活動を促進し、地域住民が安心・安全に過ごせる地域づくりの推進のために、平成 19 年度から交付しております。大規模災害発生の初動時には、消防や行政では対応しきれない可能性が高く、自治区の活動がとても重要になること、また、防犯の要は、地域の目が最も重要であり、その活動を幅広く支援することで、安心・安全なまちづくりに直結することから、継続的な交付が必要と考えております。

協議額につきましては、人口割の部分で、人口が微減していることから、昨年度に比べ、3万4千円の減額となっています。積算根拠については、執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度の補助金等判定会議において、「自治区の備蓄計画等を防災安全課で把握し、市の防災計画に活かす等連動性を持たせること。」と「成果指標を適切なものに見直すこと」の2点の指示事項をいただいております。自治区の備蓄については、今年度各自治区へ助成金の通知を出す際に、防災物品の備蓄状況についての照会文書を出して把握しているところです。

また、成果指標については、委員より犯罪件数や備蓄の充実度などのご提案があり、見直しを検討しましたが、本補助金の対象が、防犯だけでなく、防災にも資するものであり、双方の効果を図る指標である必要があること、また、自治区によって防犯、防災それぞれの取り組む度合いやそもそもの背景が異なるところがあるため、一律の指標として定量的な評価の設定が難しいと判断し、本来、この助成金が目指すべき姿を定性的な指標として設定することとしています。

【質 疑】

（委 員）	各自治区が購入した物品等の確認はどのように行っていますか。
（担当課）	申請書と合わせて領収書を添付していただき確認をしております。
（委 員）	例えば、備蓄物品等を直接見に行くこともありますか。
（担当課）	現地に行って確認まではしていません。ただ、昨年度の補助金判定会議の中でも、各自治区の備蓄量の把握についてご指示いただいておりますので、今年度は各自治区に対して、現状の備蓄数等を報告いただいているところです。
（委 員）	自治区によって使い方が多岐に渡っている中で、助成額の残金が

	多いところもありますね。本助成金がどのようなものに活用できるのか、自治区は理解できているのですか。
(担当課)	区長からの相談を受けながら、本助成金の申請を受付しており、残金がある場合には利用用途のご提案をしますが、区によっては「今年度の執行はここまでとしたい」とされる場合もあります。
(委 員)	他地区の使い方の見本を提示すると分かりやすいと思います。
(担当課)	通知や説明会、個別の相談時に他地区の使い方の例をお伝えしています。
(委 員)	青色防犯パトロールが効果と比べて自治区の負担になっているように思うのですが、こういった活動内容の見直しは行わないのですか。
(担当課)	青色防犯パトロールは警察と活動しており、成果が見えにくい部分もあるかもしれませんが、子どもたちの安心安全に繋がっていると理解しているため、早急な事業縮小は考えておりません。
(委 員)	やり方はどのように共有していますか。
(担当課)	警察と一緒に講習会にてやり方を示しています。
(委 員)	自治区の加入者が減少していることから、負担軽減のために警察にも課題共有をしてもらいたいと思います。
(担当課)	取組みの無い自治区もありますので、それらも含めて警察の方とも相談していきます。
(委 員)	助成金の用途について、車両があれば必ずしも車両保険の代金を計上しているというわけではないのですね。
(担当課)	そのとおりです。各区によって用途が異なり、年度で力を入れたいことや揃えたいもの等に応じて決めています。そのため、リストに記載が無い事業はやっていないというわけではありません。
(委 員)	年度ごとに用途が変わることもあるということですね。
(担当課)	そうです。ものによっては経常経費として充てている自治区もあります。
(委 員)	対象の幅が広いとはいえ、助成金を交付する以上、どのようなところに使ってほしいのか用途を絞って示すべきだと思います。例えば、災害対応のために備蓄品を揃えている区は災害時に力になりますが、車両保険にかけている区は物が何も残っていませんよね。その他の予算で備えているとしても、必要なものは示すべき様に思います。
(担当課)	本助成の対象は広いですが、逆にそれを使って自治区が各々の色を出しながら運営をしていくものだ認識しています。
(委 員)	各区の色をつけるということであれば、形に残るものとすべきではないでしょうか。残らないものであると、こちらから確認することができないですね。

(担当課)	その観点から、防災の備蓄品に関しては、今年度各自治区の実情を確認しながら、必要であれば助言等もしていく予定です。
(委 員)	各区に対し、必要な備蓄品及び量を示していますか。
(担当課)	示していません。
(委 員)	非常時には市が配布するから示さなくても良いという認識でしょうか。そうであれば、各区に備蓄品を購入してもらう必要性が無いように思います。
(担当課)	基本的に、市の備蓄品は公助備蓄であって、各自治区の備蓄は共助の部分、すなわち隣組等での助け合いとしての備蓄と認識しています。
(委 員)	それを自治区は認識していますか。
(担当課)	今回の調査の中でも、区の備蓄として公民館の備蓄品を含むのかという質問もありました。防災安全課として、市が備蓄するものとは別に、各区の共助として備蓄しているものであることを改めて説明していく必要は感じています。
(委 員)	令和8年度の見直しに向けた目標や方針はありますか。
(担当課)	今のところ抜本的な改革は考えていませんが、現在南海トラフの臨時情報が発令されたこともあり、各区の防災への意識が高いので、地域の防災力防犯力強化に活かすべく、本助成金について説明・発信していきます。
(委 員)	草刈り機購入への助成がありますが、対象となりますか。
(担当課)	草刈り機単体では、議論もあるかと思いますが、防災課の担当が、申請時になぜ必要なのかを含めて審査し、安心安全に繋がる活動の経費であると判断をしています。
(委 員)	全体でルールを作ることを提案したいと思います。他にも様々な助成金がある中で、区に足りないものをこの助成金だけでフレキシブルに購入できる必要は無いように思います。 市として今年度推進したいものや取り組んでほしいものを中心に申請していただくよう誘導し、意味を持った使い方をしてもらう方が良いと思います。特に区長は1年交代のところもあるため、区で以降3年間の購入計画を立てるよう進めていくことも良いと思います。
(委 員)	助成金の用途を広く安全な安心なまち作りではなく、防災及び防犯に関する活動の2つに絞ることも検討してみてください。
(委 員)	市民協働課にて小学校区コミュニティを積極的に推進していく動向があるため、防犯防災の活動についても自治区のみへの働きかけにならないよう、制度設計やスキームの見直しなどを来年度検討してください。
(担当課)	以前から、コミュニティ編成についてのご意見やご指摘をいただいていますので、現在も市民協働課と連携しながら対応していま

す。今後も、小学校コミュニティなどの編成に合わせて補助の対象や活動の切り分け等も検討していきたいと思います。

【審査結果】承認：A 2

- ①補助金の使途について整理し、本事業を主導していくこと。
- ②自治区から小学校区コミュニティへの移行を見据えて、補助の在り方を検討していくこと。

介護人材確保・定着支援補助金（高齢介護課）

【担当課説明】

この補助金は令和7年度から新たに実施しようとするもので、愛知県の地域医療介護確保基金事業（介護従事者確保分）補助金を活用し、介護保険制度の運営に欠かすことのできない介護支援専門員、いわゆるケアマネの研修受講料を助成するものです。

2025年（令和7年）には団塊の世代が後期高齢者となり、2040年（令和22年）頃まで高齢者数の増加が見込まれる中、「介護人材の不足」が一番の課題となっています。市内事業所へのアンケートでも、事業所の8割以上が人材不足と回答する中、特にケアマネが不足しています。

ケアマネの資格を取得するためには、一定資格での実務経験を経た後で、ケアマネ試験に合格し、「実務研修」を受講する必要があります。また、資格取得後にも5年毎に「更新研修」を受講する必要があります。経験年数に応じて3万円から5万円程の受講料を負担しなくてはなりません。研修費用については、ケアマネ個人が負担する場合と、事業所が負担する場合がありますが、それぞれ半々の状況です。個人からは「仕事の忙しさと費用負担を考えると更新をやめようかと思う。」との声があり、事業所からは「社員のためとは思いますが事業所負担は正直厳しい。」との声が上がっています。他の職種と比べ、ケアマネ資格を取得・維持するための研修費用が大きな負担となっているのが現状です。

令和5年度の文教厚生委員会閉会中の調査事項であった「介護人材の確保と介護サービスの最適化の取組強化」の報告においても、「介護人材の資格取得等に係る補助制度」について触れられており、この制度を新設することで、雇用条件の向上につなげるとともに、市と事業所が一体となってケアマネの確保と定着を支援したいと考えております。

今回の協議額は147万6千円で、内訳として新規分29万8千円、更新分117万8千円を見込んでいます。補助対象は、市内の介護事業所が、「その事業所内で働くケアマネの資格取得又は更新のための研修受講料として負担した費用」とし、補助率は、新規の場合は「全額」、更新の場合は「半額」としています。なお、市の補助金として助成する額の4分の3は、県の負担となります。

【質 疑】

（委員）	令和7年度新規補助ということですが、県の補助金開始時から開始しなかった理由は何ですか。
（担当課）	本来、資格は個人の所有するものなので、個人負担が通常であ

	り、補助の検討までに至ってはいなかったためです。ただ、特にケアマネの人材不足により、他自治体でも補助を導入が進んできたこと、それに加えて文教厚生委員会閉会中の調査事項にも提言されたことから、活用を検討することとなりました。
(委 員)	近隣他自治体の導入状況はどうですか。
(担当課)	知多北部広域連合（東海市・大府市・知多市・東浦町）や名古屋市、豊田市、犬山市などが導入しています。なお、令和6年度から開始している自治体が多いです。
(委 員)	研修の主催はどの団体ですか。
(担当課)	愛知県より業務を受託した愛知県社会福祉協議会です。
(委 員)	半田市で行った調査について教えてください。
(担当課)	8～9月にかけてケアマネ事業所以外も含めた市内介護事業所へアンケートを実施しました。回答いただいたケアマネ事業所の64%が人材不足であるとの回答でした。
(委 員)	事業所ごとに何人不足している等、不足度合いは把握していますか。
(担当課)	把握していません。
(委 員)	ケアマネ資格は研修・講習のみで取得できるものですか。
(担当課)	元々保健師や看護師、介護福祉士などの資格を有し、実際の介護現場の事業所で5年以上勤めた後、資格試験を合格すると、研修を受けケアマネとして登録ができます。その後も5年ごとに更新のため必要な時間数の研修が必要になります。
(委 員)	個人ではなく事業所への補助ということですね。
(担当課)	そうです。人材確保という観点から、職員の資格に要する研修費用を本人に代わって負担している介護事業所が補助対象です。
(委 員)	P5の資料によると、全国的には全額費用負担している事業者は全体の半分程度で、34%は全額個人負担をしているとあります。この個人負担の方への補助はありますか。個人への補助の方がフレキシブルで良いようにも思います。
(担当課)	個人へ補助する場合、資格取得後の就職先については個人が選択することになるため、市内事業所の人材確保に繋がらない可能性があります。そのため、市内事業所の従業者であることを第一条件としています。
(委 員)	事業所従業者でも辞職してしまう恐れは同様に考えられると思います。事業所からの要望がありますか。
(担当課)	事業所の負担が大きいという声は聞いていますが、実際に要望などはありません。
(委 員)	事業者負担分の軽減がケアマネ数増加につながるのかが疑問です。

(担当課)	事業所の負担を軽減することで、事業所から従業者へ新規受講の声掛けを促進できることでケアマネ数の増加につながり、これまで個人負担であった事業所の人手流出や辞職を防ぐことにより、ケアマネ数の維持につながると考えています。
(委員)	事業所が負担するように促していくということですね。
(担当課)	そのとおりです。
(委員)	人数の積算が課題だと思います。ケアマネの研修を受ける場合、研修に10日間を要するため、その期間は事業所を休むことになります。本補助金により、各事業所がそこまでして人材育成をしていただけるのか、年間5人ずつ新規に育成することが可能かについては疑問があります。 また、事業所の意向確認や具体的な不足人数を根拠としていますか。
(担当課)	新規ケアマネ数は、市内事業者の各年度の退職者見込み数を加味して見込んでいます。また、更新者数については、市内ケアマネの実際の経験年数から、各研修に該当する人数のほぼ実数値を設定しています。
(委員)	市内事業所に勤めることを条件として、補助対象を個人とすることは可能ですか。
(担当課)	愛知県の補助基準は「事業所が負担した受講料に対して、市町村が助成する費用」であるため、愛知県の補助交付を受けるのであれば、補助対象は事業所でなければなりません。

【審査結果】承認：A1

事業効果が向上するよう事業所への働きかけに努めること。

単位老人クラブ助成金（高齢介護課）

【担当課説明】

この助成金は、平成5年度から市の施策として実施しているもので、高齢者の生きがいと健康づくりのための社会参加を促進し、明るい長寿社会づくりを目的として地域の老人クラブの活動に対し交付しているものです。

令和7年度の協議額は259万7千円で、昨年度より33万7千円の減額となります。減額の理由は、クラブ数が9団体減少したことに加え、前年度まで交付していた市独自加算を廃止することによるものです。積算につきましては、県の補助基準に基づき算出した額で、協議額の3分の2を県が負担します。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として、4つの指示事項がございました。その対応として、1つ目の「見直し期限を令和6年度に設定し、令和6年度中に老人クラブの統廃合について県補助が有利に活用できるように制度設計を見直すこと」につきましては、令和6年度中に見直しを行い、令和7年度から市独自の加算を廃止することとしました。統廃合については、県補助金を有利に活用するためには、現在の活動単位を単位老人クラブとして位置付けることが最適であるとの結論に至りました。今後は、各団体の意向を確認しつつ、3年毎を目安に単位クラブの活動状況に応じた見直しを図ってまいります。

2つ目の「介護予防活動関連の補助金と交付先団体の活動の重複がないよう健康課とともに整理すること」につきましては、各老人クラブに対し、他の補助金と重複した申請をしないよう注意喚起するとともに、健康課に提出された名簿と老人クラブの名簿とを突合することで重複がないことを確認しています。

3つ目の「補助基準を明確にすること」につきましては、県と同じ補助基準とし、交付要綱の改正により明確化します。

4つ目の「団体からの報告様式を統一すること」につきましては、統一様式及び記載例を各老人クラブに配布し作成方法等を指導いたしました。

【質 疑】

（委 員）	加入者が減少している理由は何ですか。
（担当課）	ここ数年で、老人クラブが目的とする生きがい・健康作りのためのグループ等が他にも作られていることや地域に限定されず過ごしていける場所が増えたという認識でいます。
（委 員）	増加した団体の理由は把握していますか。
（担当課）	詳細は分かりませんが、各団体で勧誘等の積極性にも差があるということは聞いています。
（委 員）	活動内容と費用は一致しているのでしょうか。

(担当課)	愛知県の基準に準じて補助額を算出していますので、対象となる内容の活動が含まれていれば、固定の補助額を交付するという制度となっています。
(委員)	各活動の詳細な使途や内訳は確認していますか。
(担当課)	計画書及び実績書の確認は行っています。例えば友愛活動のうちの1つである「一人暮らしの高齢会員の訪問」は米寿や長寿のお祝いとして記念品の贈呈等行うための費用を要するなどということは聞いています。
(委員)	収支報告書は確認しており、領収書や帳簿の確認はしていないということですね。確認できないのはクラブ数が多いことが原因ですか。また抜き打ちでの指導などもありますか。
(担当課)	書記や会計を行う人材がいないことが最も大きな原因だと思います。また、活動現場へは定期的に訪問しており、大体の参加者数等を確認しています。
(委員)	各団体に活動拠点があるのですよね。
(担当課)	大勢で集まる際には場所を決めて集まっていると思います。
(委員)	複数のクラブがある地区もありますね。
(担当課)	1団体の人数については、50人くらいが基準で、あまり増えると活動が大変だと思います。また、30人を下回る団体については、統合することを提案しています。 クラブ数は多いですが、統合を促進すると、1団体あたりの人数も増加し、愛知県の補助上限額での交付となるため人数比で考えると補助額は減少することになります。このため、現在の実際の活動単位である59クラブを維持していくことが最適であると判断しました。
(委員)	参加者の生存確認はしていますか。
(担当課)	住民記録システムで確認しています。それによって年度当初の担当者の業務がかなり増加していることが課題です。

【審査結果】承認：A 1

各団体の活動を見守ること。

老人クラブ連合会助成金（高齢介護課）

【担当課説明】

この助成金は、平成5年度から市の施策として実施しているもので、単位老人クラブの上部団体にあたる老人クラブ連合会に対し交付しているものです。老人クラブ連合会は、高齢者が多様な社会活動に積極的に参加できるよう、単位老人クラブ活動への指導や連携による幅広い活動の展開など、総合的な支援体制を築いています。

令和7年度の協議額は71万4千円で、前年度と比べ53万円の減額となっています。減額の理由は、老人クラブ全体の会員数が減少したことに加え、市の独自加算額を見直したことによるものです。積算につきましては、県の補助基準に基づき算出した「一般事業費」38万5千円及び「特別事業費」19万4千円に、市の独自加算として福祉大会分13万5千円のみ加えたものとしています。協議額のうち、市の独自加算分を除いた額の3分の2を県が負担します。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として3つの指示事項がございました。その対応として、1つ目の「見直し期限を令和6年度に設定すること」につきましては、令和6年度中に補助基準の見直しを行いましたので、本年度中に交付要綱を改正します。

2つ目の「繰越金が増加しているため、独自加算分を含めて減額の方で協議額を見直すこと」につきましては、市独自加算の対象とする特別事業を福祉大会のみとすることとしました。

3つ目の「決算書の表記をわかりやすいものに改めるよう指導すること」につきましては、表記を改めるべき項目等について具体的に市老連の会計担当者へ伝えました。

【質 疑】

（委 員）	成果指標を「老人クラブ加入率」としており、毎年減少していますが、想定どおりですか。
（担当課）	高齢者数は増える一方で、老人クラブ以外の居場所ができていたため、加入率は減少している状況にあります。成果指標として適切であるかは現在検討中です。
（委 員）	成果指標がこのままであれば、目的や効果として設定しているものに資するかどうかの評価ができないと思います。 例えば、介護認定率などは活用できますか。
（担当課）	参加者を把握しているので、確認することは可能です。ただし、認定率が低いことが容易に想定されるため、成果指標として適正かどうかは分かりませんので、また見直し検討していきます。
（委 員）	今の定年延長の時代に加入者の増加は難しいと思います。

(担当課)	実際に加入するのは70歳過ぎではありますが、数年間でもできる活動があると思うので、民生委員等と協力しながら活動の継続につなげていきたいと思います。
(委員)	令和5年度の決算書において、社協からの助成金が、予算に対し決算が半額になっていますが、理由を把握していますか。
(担当課)	把握していません。どの名目での助成金であるのかを含めて再確認します。

【審査結果】承認：A 1

決算書における不明点は確認すること。

サロン活動等推進事業補助金（健康課）

令和6年10月7日開催の補助金判定会議（市民委員審査）において保留とされていた案件の再審議

【質 疑】

（担当課）	前回の市民委員審査での指摘事項について、確認した結果、社協の補助金交付団体と、本補助金を受けている団体の重複はありませんでした。 次に、本補助金と半田市社会福祉協議会の「ふれあいいきいきサロン助成事業」との違いについてご説明します。 本補助金は、「高齢者の介護予防」を目的として「年間20回以上の開催」、「参加した高齢者数が延べ240人以上」を補助の要件としています。一方、社協の補助金は、「高齢者、子ども、障がい者など全ての地域の方がどなたでも気軽に集まれる居場所づくり」を目的に助成しています。 本補助金との最も大きな違いは、「年齢の制限がないこと」、「参加人数の制限がないこと」、「高齢者の介護予防事業を目的にしていないこと」が挙げられます。 そのため活動回数が少ない、又は高齢者の参加者数が市の補助基準を下回るなど、市の補助を受けられない比較的小さな団体については社協が補助をしており、補助金額も市と比べて少額です。 以上のことから、活動回数や参加者数の少ない団体については社協が、広く高齢者を受け入れることのできる団体については市が補助をすることで、役割を分担していきたいと考えています。
（委員）	サロン運営者である市民委員が、本補助金を知らないという状況からも、制度の周知があまりできていないように見受けられますが、いかがですか。
（担当課）	各団体に対し、本補助金についての継続的な周知が必要であると思います。交付要件をご理解いただいたうえで、交付を希望される団体があれば、本補助金の対象となります。
（委員）	社協の補助対象団体について、主対象を「高齢」とする団体の利用人数は把握していますか。
（担当課）	今のところ確認はしていません。 本補助金の交付要件に該当する可能性があるサロンに対しては、

	本補助金制度説明等が必要だと認識しています。
(委 員)	本補助金を社協の補助金と重複して受け取ることは可能ですか。
(担当課)	出来ません。
(委 員)	本補助金の交付対象であるサロンについて、高齢者以外の一般の方が利用する場合もあるかと思いますが、高齢者との区分けはどのようなのですか。会員制ですか。
(担当課)	サロンは会員制ではないため、一般の方でも利用可能です。ただし、本補助金の交付目的は、高齢者の利用に限定しているため、各団体からは高齢者に限定した実績等を提示していただいています。

【審査結果】承認：A 2（条件付き）

- ①半田市社会福祉協議会の補助対象であるサロンについても確認しながら、補助対象を精査すること。
- ②利用者増加を図るため、サロンの趣旨や活動内容について十分周知すること。